

熊本県農業制度資金管理事務電算処理要領

(趣旨)

第1条 農業制度資金に関する事務取扱のうち、熊本県農業制度資金総合管理システム（以下「システム」という。）による事務処理については、本要領によるものとする。

(用語の定義及び略称)

第2条 本要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「融資機関」とは農業制度資金の融資を行う金融機関をいう。
- (2) 「利子補給承認等」とは、農業制度資金に関する利子補給承認、利子助成承認、利子助成補助承認、補助対象事業承認、事業計画認定、事業計画承認、融通適格承認及び貸付適格認定等をいう。
- (3) 「承認機関」とは、利子補給承認等に関する事務を行う地域振興局農業普及・振興課、熊本農政事務所農業普及・振興課及び農林水産部団体支援課をいう。
- (4) 「審査会」とは、地域振興局及び熊本農政事務所で開催される金融審査会をいう。
- (5) 「運営会議」とは、団体支援課が主催する農業制度金融運営会議をいう。
- (6) 「申請者」とは承認機関に利子補給承認等の申請を行う者をいう。
- (7) 「受託金融機関」とは、株式会社日本政策金融公庫の委任又は委託を受け、同公庫資金の貸付事務を行う金融機関をいう。
- (8) 「端末」とは、システムをインストールし、承認機関に設置された端末をいう。
- (9) 「営業日」とは、融資機関における営業日をいう。
- (10) 「本庁専用アドレス」とは、システムで情報の送受信を行うため、県の行政情報ネットワークに設定された団体支援課専用のアドレスをいう。
- (11) 「公開DB」とは、承認機関等で利用及び公開する統計資料の作成を目的として、ホストコンピュータのマスタデータ等から必要情報を抽出したデータベースをいう。

2 本要領における関係機関等の略称は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「農林中央金庫熊本支店」を「農林中金」という。
- (2) 「株式会社日本政策金融公庫熊本支店」を「日本公庫」という。
- (3) 「熊本県農業信用基金協会」を「基金協会」という。
- (4) 承認機関のうち「地域振興局農業普及・振興課及び熊本農政事務所農業普及・振興課」を「振興局」という。
- (5) 承認機関のうち「団体支援課」を「本庁」という。

3 本要領における資金の略称等は、次のとおりとする。

資金の名称（承認等の種類）	略称
1 農業近代化資金	近代化資金
2 農産物加工流施設推進資金	農産物加工流通資金
3 中山間地域活性化資金（農協系統）	中山間資金（系統）
4 7年度天災による被害農業者等に対する資金	H7天災資金
5 農家負担軽減支援特別資金	農家負担軽減資金

6 大家畜経営活性化資金	大家畜活性化資金
7 大家畜・養豚経営維持緊急資金	大家畜緊急資金
8 農業経営高度化資金	高度化資金
9 新規就農円滑化資金	新規就農資金
10 地域改善対策対象地域農業近代化資金	地域改善近代化資金
11 台風対策農業近代化資金	台風近代化資金
12 台風対策野菜果樹等資金	台風野菜果樹資金
13 7年度台風対策天災資金	H7県単天災資金
14 いぐさ農家償還支援緊急資金	いぐさ資金
15 大家畜経営体質強化資金	大家畜体質強化資金
16 中核農家新技術資金	中核新技術資金
17 中核農家育成資金	中核育成資金
18 中山間地域活性化資金（農林公庫）	中山間資金（公庫）
19 特定農産加工資金	特定加工資金
20 畜産経営環境調和推進資金	畜産環境資金
21 農地等取得資金	農地取得資金
22 自作農維持資金	自作農資金
23 振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村・過疎資金
24 農林漁業施設資金	施設資金
25 農業経営基盤強化資金	スーパーL資金
26 自作農維持支援特別資金	自作農特別資金
27 地域改善対策対象地域自作農資金	地域改善自作農資金
28 農山漁村経営改善資金	農山漁村改善資金
29 自立経営体育成資金	自立経営体資金
30 台風対策自作農資金	台風自作農資金

31	台風対策農業経営基盤強化資金	台風L資金
32	台風対策農林漁業施設資金	台風施設資金
33	かんきつ経営体質強化資金	かんきつ体質強化資金
34	かんきつ経営活性化資金	かんきつ活性化資金
35	農業経営改善促進資金	スーパーS資金
36	農業改良資金	改良資金
37	農業構造改善推進資金	構造改善資金
38	農業基盤整備資金	基盤整備資金
39	養豚経営活性化資金	養豚活性化資金
40	11年度天災による被害農業者等に対する資金	H11天災資金
41	11年度台風対策天災資金	H11県単天災資金
42	21農業経営転換推進資金	経営転換資金
43	21農業女性等起業化推進資金	女性等起業化資金
44	認定農業者育成確保資金	認定農業者資金
45	農業経営負担軽減支援資金	農業経営負担軽減資金
46	経営体育成強化資金	育成強化資金
47	農業経営維持安定資金	維持安定資金
48	大家畜経営改善支援資金	大家畜改善資金
49	大家畜経営維持緊急資金	大家畜BSE資金
50	畜産経営安定資金	BSE安定資金
51	大家畜経営改善償還推進資金	BSE償還推進
52	トマト黄化葉巻病被害対策資金	トマト対策資金
53	地産地消農産加工等推進資金	地産地消資金
54	鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金	鳥インフルエンザ
55	平成16年度台風被害農業経営維持安定資金	H16台風維持

56	平成16年台風被害対策資金	H16 台風被害
57	平成16年台風対策農業近代化資金	H16 台風近代化
58	平成16年台風対策農業経営基盤強化資金	H16 台風L
59	平成16年台風対策農林漁業施設資金	H16 台風施設
60	女性起業チャレンジ資金	女性起業資金
61	農林漁業セーフティネット資金	セーフティ資金
62	家畜飼料特別支援資金	家畜飼料支援資金
63	飼料・燃油価格高騰対策支援資金	飼料・燃油価格
64	飼料・燃油価格高騰対策セーフティネット資金	燃油セーフティ
65	大家畜・養豚特別支援資金	大家畜養豚特別
66	畜産経営維持緊急支援資金	畜産緊急支援資金
67	家畜疾病経営維持資金	家畜疾病経営維持
68	家畜疾病緊急対策資金	家畜疾病緊急対策
69	家畜疾病緊急対策資金	緊急対策（市場）
70	施設園芸緊急支援資金	施設園芸資金
71	平成24年7月大水害対策農林漁業セーフティネット資金	大水害セーフティ
72	平成24年7月大水害対策緊急資金	H24 大水害緊急
73	平成24年7月大水害対策農業近代化資金	大水害近代化
74	平成24年7月大水害対策農業経営基盤強化資金	大水害L
75	平成24年7月大水害対策農林漁業施設資金	大水害施設

（電算処理の対象資金及び対象業務）

第3条 電算処理の対象資金は、前条第3項の表に掲げる1から75までの資金とする。

2 電算処理の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 申請受付及び審査関係処理
- (2) 利子補給承認通知書等作成許可関係処理
- (3) 利子補給承認等関係処理
- (4) 貸付実行関係処理

- (5) 条件変更承認関係処理
- (6) 利子補給打切関係処理
- (7) 利子補給データマッチング関係処理
- (8) 完了データ入力関係処理
- (9) 公開DBデータ収集作成及び提供処理
- (10) 利子補給金確定計算処理
- (11) 報告資料作成関係処理

(入出力帳票の種類)

第4条 農業制度資金管理事務に係る入出力帳票は、別表1「システム入出力帳票一覧表」のとおりとする。

(電算処理コード)

第5条 農業制度資金管理事務においては、端末登録のマスタコードに基づき入力処理を行うものとする。

(資金償還方法の取扱)

第6条 本システムにおける償還額の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 近代化資金の償還方法は、元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは第1回償還額に加えるものとする。
- (2) 近代化資金の約定償還日は、毎年1月20日とする。
- (3) その他資金の償還方法については、元金均等償還又は元利均等償還とする。
- (4) 近代化資金については、償還途中で繰上償還を行う場合、原則として最終回約定から充当するものとするが、県の承認を受けたうえで、次回以降の約定額につき、融資残高を約定残回数で割り直しても差し支えないものとする。

(事務取扱担当者の留意事項)

第7条 システムの事務取扱担当者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 担当者が所属する承認機関で登録したID及びパスワードを担当者以外の者若しくは他の承認機関に所属する者に漏らし、又は他の承認機関のID及びパスワードを使用する行為。
- (2) 情報の改ざん、き損及び滅失
- (3) 事務を通じて知り得た情報の私的目的のための利用
- (4) 法令又は公序良俗に反した利用
- (5) 営業活動又は営利を目的とした利用
- (6) その他承認機関に所属する者又は第三者若しくはシステムに不利益をもたらす行為

(申請受付及び審査関係処理)

第8条 利子補給承認等申請書の提出を受けた振興局又は本庁は、端末により、申請情報等を入力する。

- 2 振興局又は本庁は、入力した内容を別表1の入出力帳票一覧に基づき、審査会一覧表（別表1の様式第1号～第4号）、借入者経営収支（同様式第5号）及び借入者経営分析結果（同様式第6号）により出力し、審査会（振興局の場合）又は運営会議（本庁の場合）で審査を行い、その結果を入力する。
- 3 審査会（又は運営会議）で適当と認められた案件は、承認機関の種類により次の処理を行うものとする。
 - (1) 承認機関が本庁の場合、振興局は、農林（水産）部長の決裁を受け、申請データに決裁済コードを入力するとともに、申請内容が適当である旨の融資意見書を添付した申請書及び関係書類を本庁に送付する。
 - (2) 承認機関が振興局の場合、振興局は、申請データに決裁済コードを入力する。
- 4 承認機関は、申請者の経営指導のために申請データを活用することができる。

(スーパーL資金に係る申請承認受付及び審査関係処理の特例)

第8条の2 スーパーL資金に係る第8条第1項のデータ入力にあたっては、自立経営体資金の上乗せの有無を併せて入力する。

- 2 振興局は、第8条第2項の出力結果を基に、審査会で自立経営体資金とともに内容の審査を行い、その結果を入力して、市町村の特別融資制度推進会議が持ち回りで開催される場合は、経営改善資金計画書の認定の可否について、推進会議に回答する。
- 3 市町村は、推進会議で適当と認めた場合は、経営改善資金計画について認定を行い、振興局ほか関係機関に通知する。
- 4 融資機関は、特別融資制度推進会議に貸付決定通知書の写を送付し、推進会議は送付された貸付決定通知書の写を振興局に送付する。
- 5 受託金融機関は、貸付決定通知書の写を本庁に送付する。
- 6 振興局は、送付された貸付決定通知書(写)の内容を確認し、貸付決定が複数に分割されている場合は、登録済のスーパーL資金(自立経営体資金の上乗せがある場合を含む。)の申請データを複数に分割し、修正入力する。
- 7 振興局は、農林(水産)部長の決裁を受け、申請データに決裁済コードを入力する。

(利子補給承認等通知書等作成許可関係処理)

第9条 振興局は、決裁処理を行った申請データにより申請データ送信ファイルを作成し、随時、行政情報ネットワークの回線により、本庁の専用アドレスに送信する。

- 2 データを受信した本庁は、随時申請データをシステムに取り込んで内容を確認し、修正を必要とする場合は、該当データを振興局にFAXで送信し、内容の確認を依頼する。
- 3 前項に基づきデータの確認依頼を受けた振興局は、融資機関にデータ内容の確認を行い、修正が必要な場合はデータの修正を行い、随時本庁に送信するとともに、経由した市町村に申請書類の修正を依頼する。
- 4 本庁は、第1項に基づき送信されたデータの内容が適当と認められるときは、承認機関の種類により次の処理を行う。
 - (1) 承認機関が本庁である場合は、申請データにより団体支援課長(又は農林水産部長)の決裁を受け、システムに申請データの決裁済コードを入力して承認番号を取る。
 - (2) 承認機関が振興局である場合、本庁は、申請データにより承認番号を取って、承認通知書作成許可データ及び承認一覧データを作成し、行政情報ネットワークの回線により随時振興局の担当者アドレスに送信する。
 - (3) 承認通知書作成許可データ及び承認一覧データの送信を受けた振興局は、当該データをシステム内に取り込む。

(利子補給承認等関係処理)

第10条 承認機関が本庁である場合、承認番号を取った申請データに通知書発行条件を入力して、次表により利子補給承認通知書等(資金毎に該当する別表1一覧表様式)を出力するとともに、関係振興局及び市町村等関係機関を経由して融資機関に送付し、併せて基金協会に承認通知書の写しをFAXで送付する。

資金名	出力する様式名 (様式番号)	経由機関	送付先	基金協会 FAX通知
1農業近代化資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(振興局・市町村に写送付)	要
	利子補給承認一覧表 (第15号)	—	基金協会	

48 大家畜改善資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	
65 大家畜・養豚特別支援資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	
66 畜産緊急支援資金	事業計画承認通知書 (第8号)	振興局及び 市町村	申請者	要
	補助対象事業承認通知書 (第10号)	振興局	市町村	

2 承認機関が振興局である場合、本庁から送信された通知書作成許可データに通知書発行条件を入力して、次表により利子補給承認通知書等（前項に同じ。）を出力するとともに、市町村等関係機関を経由して融資機関に送付し、基金協会に承認通知書の写しをFAXにより送付する。

資金名	出力する様式名 (様式番号)	経由機関	送付先	基金協会 FAX通知
1 農業近代化資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
	利子補給承認一覧表 (第15号)	—	市町村 融資機関	
3 中山間資金(系統)	利子補給承認通知書 (第7号) 利子補給承認一覧表 (第15号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
19 特定農産加工資金	事業計画承認通知書 (第11号)	—	申請者(市町 村に写送付)	要
		—	日本公庫及び 受託金融機関	
20 畜産環境資金	事業計画認定通知書 (第12号)	市町村	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
23 振興山村・過疎資金	事業計画認定通知書 (第12号)	市町村	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
24 施設資金	事業計画認定通知書 (第12号)	—	申請者	要
		本庁(写送 付)	日本公庫及び 受託金融機関	
29 自立経営体資金	利子助成補助承認通知書 (第9号) 利子助成補助承認一覧表 (第17号)	—	市町村	要

45 農業経営負担軽減資金	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関(市 町村に写送 付)	要
60 女性起業資金	補助対象事業承認通知 書(第10号) 補助対象事業承認一覧 表(第18号)	—	市町村及び 融資機関	要
62 家畜飼料支援資金	事業計画承認通知書 (第11号)	本庁(写送 付)	融資機関	要
63 飼料・燃油価格	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
64 燃油セーフティ	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
67 家畜疾病経営維持	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
68 家畜疾病緊急対策	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
69 緊急対策(市場)	利子補給承認通知書 (第7号)	—	融資機関	要
70 施設園芸資金	補助対象事業承認通知 書(第10号)	—	市町村	要
71 大水害セーフティ	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
72 H24大水害緊急	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
73 大水害近代化	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
74 大水害L	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要
75 大水害施設	補助対象事業承認通知 書(第7号)	—	市町村	要

- 3 基金協会は、送付されたデータを審査し、適当と認めた時は債務保証承諾通知書を作成し、融資機関に送付する。
- 4 本庁は、1か月分の全承認データ(振興局及び本庁分)を翌月3日に第1項の表に基づき利子補給承認一覧表等(資金毎に該当する別表1一覧表第15号～第22号様式)として出力し、基金協会に送付する。
- 5 振興局は、1か月分の承認結果を翌月3日に第2項の表に基づき承認一覧表等(前項に同じ)として出力し、市町村を経由して融資機関に送付する。
- 6 本庁は、翌月5日までに第4項の申請データに基づきホスト登録用のマスタデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力する。

(貸付実行関係処理)

- 第11条** 本庁及び振興局は、利子補給承認通知書等の出力作業と合わせて、貸付実行報告書様式発行条件を入力し貸付実行報告書(別表1第27号様式)を出力して融資機関に送付する。
- 2 融資機関は、当月承認分の実行及び未実行、前月以前承認分の当月実行又は辞退に係る貸付実行報告書を、該当欄に実行、未実行及び辞退に係るコード及び日付けを記入することにより作成し、翌月5日までに、承認機関が本庁である場合は本庁に、承認機関が振興局である場合

は振興局に、それぞれ送付する。

- 3 承認機関が本庁である場合、本庁は、融資機関から提出されたデータをシステムに入力し、ホスト登録用の実行データを作成する。
- 4 承認機関が振興局である場合、次の処理を行う。
 - (1) 振興局は、融資機関から提出された貸付実行報告書に基づき、貸付実行データをシステムに入力し、貸付実行データ送信ファイルを作成する。
 - (2) 振興局は、貸付実行データ送信ファイルを、行政情報ネットワークの回線により随時本庁の専用アドレスに送信する。
 - (3) 本庁は、受信したデータをシステムに取り込みホスト登録用の実行データを作成する。
- 5 本庁は、翌月の15日までに、第3項及び第4項で作成したホスト登録用のデータを情報企画課に依頼してホストに入力する。

(条件変更承認関係処理)

第12条 融資機関は、借入者から繰上償還や条件変更の申請を受けた場合、承認機関が本庁である場合は次の処理を行う。

- (1) 融資機関は、借入者の申請内容に基づき利子補給等変更承認申請書、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し、随時本庁に提出する。
 - (2) 本庁は、内容を審査のうえ、変更承認を必要とする場合は団体支援課長(又は農林水産部長)の決裁を受け、変更データをシステムに入力する。
 - (3) 本庁は、随時、入力した変更データを、次項の受信データと合わせてシステムに取り込んで内容を確認し、変更承認が必要な場合にあつては変更通知書作成許可処理及び発行条件入力を行って、第10条第1項の表に準じて変更通知書等(資金毎に該当する別表1一覧表第23号～第26号様式)を出力し、融資機関に送付する。
- 2 融資機関は、借入者から繰上償還や条件変更の申請を受けた場合、承認機関が振興局である場合は次の処理を行う。
- (1) 融資機関は、借入者の申請内容に基づき利子補給等変更承認申請書、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し、随時振興局に提出する。
 - (2) 振興局は、内容を審査のうえ、変更承認を必要とする場合は農林(水産)部長の決裁を受け、変更データをシステムに入力し、条件変更データ送信ファイルを作成して随時本庁の専用アドレスに送信する。
 - (3) 本庁は、随時、受信したデータを、前項の変更データと合わせてシステムに取り込んで内容を確認し、変更承認が必要な場合にあつては変更通知書作成許可処理を行って変更承認通知書作成許可データを作成し、振興局の担当者アドレスに送信する。
 - (4) 振興局は、本庁から受信した変更承認通知書作成許可データをシステムに取り込み、変更承認が必要な場合にあつては発行条件入力を行って、第10条第2項の表に準じて変更承認通知書等(前項に同じ。)を出力し、市町村を経由して融資機関に送付する。
- 3 本庁は、第1項及び第2項の条件変更データを1か月分取りまとめ、ホスト登録用の条件変更データを作成し、翌月10日に、情報企画課に依頼してホストに入力する。

(利子補給打切関係処理)

第13条 融資機関は、特定の借入者の利子補給を打切る必要がある場合、特例償還等報告書(第68号様式)を作成し本庁又は振興局に提出するとともに、次の端末処理を行う。

- (1) 利子補給の有無を「無」とし、貸付金利を農業近代化資金貸付時の基準金利に変更する。
- (2) 貸付金利マスタを前号の処理に合わせて変更する。
- (3) 資金コードを「農業近代化資金」から、利子補給を伴わない融資機関プロパー資金の資金コード(任意)に変更する。

(利子補給データマッチング関係処理)

第14条 基金協会は、毎月末の債務保証状況データを翌月の10日までに本庁に送付し、本庁は15日までに情報企画課に依頼してホストに入力する。

2 情報企画課は、次の各号のとおりホストに入力されたデータによりホストのマスターデータを月次更新する。

- (1) 申請承認データ（毎月5日までにホスト入力）
- (2) 実行データ（毎月15日までにホスト入力）
- (3) 条件変更データ（毎月10日までにホスト入力）
- (4) 債務保証データ（毎月15日までにホスト入力）

3 本庁は、前項第1項から第4項までの毎月末のジャステムデータを九州オンラインセンターから翌月15日までにMTで郵送にて入手し、情報企画課に依頼してホストに入力する。

4 本庁は、情報企画課に依頼して、ホストでデータのマッチング処理を行い、月末の融資残高等が一致しないデータについてはアンマッチリストを出力して次の確認処理を行い、一致したデータとともに翌々月の5日までに正しく確定させる。

(1) 承認機関が本庁である場合

ア 本庁は、アンマッチリストの内容を基に、融資機関に特例償還等報告書（第68号様式）の提出を求め（変更承認が必要なものについては融資機関から変更承認の申請を受け、内部決裁を経た後で）、修正データをシステムに入力する。

イ 本庁は（イの振興局修正データと合わせて）修正データのホスト登録用マスターデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力し、再度ジャステムデータとマッチングを行い、結果が一致した場合はデータを確定させ、再度アンマッチリストが出力された場合はアの処理を繰り返す。

ウ 本庁は、修正データの内容を確認するとともに、発行条件入力を行い、変更承認が必要な場合にあつては第10条第1項及び同項の表に準じて変更承認通知書等を出し、融資機関に送付する。

(2) 承認機関が振興局である場合

ア 本庁は、アンマッチリストを各関係振興局にFAXで送付し、各融資機関への内容照会を依頼する。

イ 振興局は、送付されたアンマッチリストの内容を基に、融資機関に特例償還等報告書（別記第68号様式）の提出を求め（変更承認が必要なものについては融資機関から変更承認の申請を受け、内部決裁を経た後で）、修正データをシステムに入力する。

ウ 振興局は、入力した修正データを基に修正データ転送用ファイルを作成し、本庁の専用アドレスに送信する。

エ 本庁は、受信した修正データをシステムに取り込み、内容を確認のうえ（アの本庁修正データと合わせて）修正データのホスト登録用マスターデータを作成し、情報企画課に依頼してホストに入力し、再度ジャステムデータとマッチングを行い、結果が一致した場合はデータを確定させ再度アンマッチリストが出力された場合はア～ウの処理を繰り返す。

オ 本庁は、変更承認通知書作成許可データを作成し、振興局に送信する。

カ 振興局は、受信した修正データの内容を確認するとともに、発行条件入力を行い、変更承認が必要な場合にあつては第10条第2項及び同項の表に準じて変更承認通知書を出し、市町村を経由して融資機関に送付する。

（完了データ入力関係処理）

第15条 融資機関から事業完了報告書の提出を受けた本庁及び振興局は、それぞれ内容を確認のうえ、システムに完了データを入力する。

（公開DBデータ収集作成及び提供処理）

第16条 本庁は、情報企画課に依頼して、毎月1回1日にホストのマスターデータから別表4に定める公開DBを作成し、MOにデータをダウンロードする。

2 本庁は、株式会社日本政策金融公庫熊本支店、農業改良資金協会及び基金協会から提供を受けた別表4に定めるデータを、公開DBのMOに追加する。

3 本庁は、各種統計資料用データファイルを毎月作成し、毎年度当初照会した必要範囲に応じ各振興局及び関係融資機関並びに基金協会にアクセスのFDで提供することができる。

- 4 本庁は、公開DBから条件検索を行って、別表1一覧表第64号～67号様式ほか、必要な統計帳票を出力することができる。
- 5 各振興局、関係融資機関及び基金協会は、第3項により提供されたデータをシステムに取り込み、条件検索により利用することができる。

(利子補給金確定計算関係処理)

- 第17条** 本庁は年2回(期間:上期1月1日～6月30日、下期7月1日～12月31日)第13条に規定する融資残高確定後(上期:6月分マッチング終了後、下期:12月分マッチング終了後)、資金毎に該当する別表1一覧表第31号様式～第33号様式を出力し、速やかに融資機関及び市町村に送付する。
- 2 融資機関及び市町村は、送付された帳票を確認し、適正と認められる場合は、別途定める要領等に基づき、利子補給金請求書又は利子補給補助金交付申請書等を本庁に提出する。
 - 3 融資機関及び市町村は、送付された帳票のデータに修正がある場合は、当該内容を本庁に報告し、本庁は、融資残高に係るホストデータを修正し、修正後の帳票を融資機関及び市町村に送付する。

(報告資料作成関係処理)

- 第18条** 本庁は、資金毎に該当する別表1一覧表の第34号様式～第63号様式の帳票を出力し、国への報告等の資料として活用することができる。

(その他)

- 第19条** 本庁は、次の各号の処理を行う。
- (1) 各資金の金利改定があった場合は、各資金金利マスタに改定後の金利を入力する。
 - (2) 融資機関の合併・統廃合及びその他機関の合併・統廃合があった場合は、各コードを修正する。
 - (3) 資金制度の改廃があった場合は、必要に応じシステムの変更を行う。

附 則

この要領は、平成14年12月10日から施行し、平成14年12月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年10月19日から施行し、平成17年10月3日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月10日から施行する。